

恵那市塵芥収集車広告掲載募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、恵那市が所有する塵芥収集車(以下「収集車」という。)への広告掲載に関し、恵那市広告掲載要綱(平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の範囲)

第2条 車両に掲載する広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱第3条の基準。
- (2) 道路交通の安全を阻害するおそれのないこと。
- (3) 車両運行上の支障とならないこと。
- (4) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるものでないこと。
- (5) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (6) 周囲の運転者の誤認を招き、又は、注意力を散漫させるおそれのないこと。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告掲載は、ラッピング・フィルムなど再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法とし、車体への塗装は行わないものとする。

2 広告掲載の位置は、市長が認める収集車の架装部両側面とし、片面の広告の大きさは、縦80センチメートル、横125センチメートル以内とする。

(広告物の作成、掲載及び撤去)

第4条 広告の作成及び収集車への掲載に係る費用並びに掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなったときにおける収集車からの広告の撤去に係る費用は、収集車への広告掲載者(以下「広告主」という。)が負担するものとする。

2 広告主は、広告掲載及び撤去を行おうとするときは、運行業務に支障のないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の掲載又は撤去により、収集車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第5条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにより、広告物が毀損し、又は破損したときは、市が費用を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせ等の劣化については、市が費用を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市広報誌及びホームページ等により公募する。

2 市長は、広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。

3 市長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、恵那市塵芥収集車広告掲載申込書（第1号様式）及び掲載予定の広告のイメージ図（JIS規格A4判のもの）を市長が定める期日までに提出するものとする。

2 申込者が、申し込むことができる広告の掲載台数は、広告掲載期間中につき1台とする。

(広告の掲載決定等)

第8条 市長は申込書を受理したときは、要綱第6条に基づき内容を審査するとともに、掲載の可否を決定し、その結果を恵那市塵芥収集車広告掲載（又は不承認）決定通知書（第2号様式）により申込者に通知する。

2 市長は広告を継続して掲載することを希望する広告主がいた場合に、その意向をくんで優先して掲載決定をすることができる。

(広告掲載料等)

第9条 広告の掲載料は、車両1台（両側面）につき月額10,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とし、掲載しようとする期間の掲載料を一括して納付する。

2 前条の掲載料について、納付後はいかなる理由があっても返納しない。

(広告掲載の期間)

第10条 広告掲載の期間は1か月を単位とし、年度内の毎月1日から、年度末（3月末）までとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市長が協議の上、収集車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲載を行わない期間)

第11条 市長は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責を負わない。

(1) 休日、祝日、年末年始等、収集業務を行わない期間

(2) 法令に基づく車両整備及び点検を行う期間

(3) 車両の事故又は故障等のため、修理で収集業務ができない期間

(4) 広告の掲載、撤去及び変更に要する期間

(5) 広告の原状回復、維持管理に関する期間

(6) その他、やむを得ない理由で広告掲載ができない期間

(掲載を承認しない広告)

第12条 次の各号に掲げるものは、塵芥収集業務を広告主が行っている等、市民に無用な誤解を招くおそれがないように、収集車への広告掲載を承認しないこととする。

(1) 廃棄物収集運搬業等、廃棄物を取り扱う業種又は事業者

(2) その他、市長が不相当と認めるもの

(反社会的勢力の排除)

第13条 広告主は市に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、広告掲載を申し込むものでないこと。

(4) 広告掲載の申し込みから広告期間が終了するまでの間に自ら又は第三者を利用して、この広告掲載に関して次の行為をしないこと。

ア 市の職員に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて市の職員の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 広告主について、次のいずれかに該当した場合には、市は何らの催告を要せずして広告掲載を終了することができる。

ア 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項(3)の確約に反し広告掲載を申し込んだことが判明した場合

ウ 前項(4)の確約に反した行為をした場合

(広告内容の変更、取り下げ)

第14条 広告主は、広告内容の変更又は掲載を取り下げるときは、恵那市塵芥収集車広告内容変更・取下届(第3号様式)により市長に申し出なければならない。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年8月3日から施行する。